

理 由

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、税関長の認定を受けた通関業者に通関手続を委託した輸出入者に対する特例措置及び知的財産侵害物品等について保税地域に置くこと等を禁止する措置を導入するとともに、暫定関税率の適用期限を延長する等、所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。